

# 下請法の実務と実例

(親事業者の禁止行為を中心として)

矢吹法律事務所  
弁護士 矢吹 公敏

## 下請法の目的

- ▶ 下請法の公正化を図り、下請事業者の保護を目的として、親事業者の義務と禁止事項を定める。
- ▶ 製造委託、修理委託における下請代金の支払遅延の防止等を目的として制定(昭和31年)。
- ▶ 不当な買いたたき、代金の減額防止へ移行。
- ▶ 情報成果物作成委託と役務提供委託にまで適用範囲を拡大(平成16年)プログラム作成委託、放送番組制作委託。
- ▶ 日本独自の規制(日本と韓国)－優越的地位の濫用の特例として形式的・予防的な規制をする。

## 適用要件

- ▶ 資本金額による形式基準 親事業者・下請事業者の定義
  - ▶ 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物・役務提供委託を行う場合
    - ▶ 資本金3億円超の法人事業者 資本金3億円以下の事業者
    - ▶ 資本金1000万円超3億円以下の法人事業者 資本金1000万円以下の事業者
  - ▶ 委託取引(上記以外の情報成果物・役務提供委託を行う場合)
    - ▶ 資本金5000万円超の法人事業者 資本金5000万円以下の事業者
    - ▶ 資本金1000万円超5000万円以下の法人事業者 資本金1000万円以下の事業者

## 特徴

- ▶ 取引態様要件－10の取引態様を指定
- ▶ 一律・形式的な義務行為・禁止行為
  - ▶ 親事業者の4つの義務
  - ▶ 親事業者の11の禁止行為
- ▶ 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準(改正平成28年12月14日公正取引委員会事務総長通達第15号)

## 親事業者の4つの義務

- ▶ 書面の交付義務 発注の際は、直ちに3条書面を交付すること。
- ▶ 支払期日を定める義務 下請代金の支払期日を給付の受領後60日以内に定めること。
- ▶ 書類の作成・保存義務 下請取引の内容を記載した書類を作成し、2年間保存すること。
- ▶ 遅延利息の支払義務 支払が遅延した場合は遅延利息を支払うこと。

## 親事業者の11の禁止行為

- ▶ 買ったとき(第1項第5号) 類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めること。
- ▶ 受領拒否(第1項第1号) 注文した物品等の受領を拒むこと。
- ▶ 返品(第1項第4号) 受け取った物を返品すること。
- ▶ 下請代金の減額(第1項第3号) あらかじめ定めた下請代金を減額すること。
- ▶ 下請代金の支払遅延(第1項第2号) 下請代金を受領後60日以内に定められた支払期日までに支払わないこと。
- ▶ 割引困難な手形の交付(第2項第2号) 一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。
- ▶ 購入・利用強制(第1項第6号) 親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること。
- ▶ 不当な経済上の利益の提供要請(第2項第3号) 下請事業者から金銭、労務の提供等をさせること。
- ▶ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し(第2項第4号) 費用を負担せずに注文内容を変更し、又は受領後にやり直しをさせること。
- ▶ 報復措置(第1項第7号) 下請事業者が親事業者の不公正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由としてその下請事業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること。
- ▶ 有償支給原材料等の対価の早期決済(第2項第1号) 有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせたりすること。

## 違反行為に対する措置

- ▶ 書面の作成、交付、保存義務(3条、5条)違反については、50万円以下の罰金
- ▶ 勧告(再犯防止などその他必要な措置をとることを勧告するだけでなく、不当な代金減額相当額の返還など原状回復措置をとることを勧告することもできる。)
- ▶ 勧告を行った時点で公表する(平成15年6月改正法、平成16年4月施行)。
- ▶ 定期書面調査による任意調査で違反の疑いのある事例がある場合には警告で是正指導。
- ▶ 勧告・警告とも行政指導。
- ▶ 調査権限一報告命令請求権と立入検査権(下請法9条)であるが、提出命令や出頭命令は認められていない。
- ▶ 中小企業庁長官からの措置請求。
- ▶ 勧告に従わない場合の独占禁止法上の措置(優越的地位の濫用)

## 1 買ったときの禁止(第4条第1項第5号)

- ▶ 親事業者が発注に際して下請代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容(又は役務の提供)に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることは「買ったとき」として下請法違反になります。
- ▶ (株)ホーチキメンテナンスセンターに対する件(H19.12.6)
  - ▶ ① 消防用設備の保守点検に係る役務提供委託に関し、「出精値引」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。(20名に対し、総額2億1551万5911円を減額(勧告前に返還))
  - ▶ ② 前記①の減額行為を取りやめることとした上で単価改定を行ったが、その際、下請事業者と十分な協議を行うことなく一方的に、下請代金の額を定めていた。
  - ▶ (下請事業者20名に対し、下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を決定)

## 2 受領拒否の禁止(第4条第1項第1号)

- ▶ 親事業者が下請事業者に対して委託した給付の目的物について、下請事業者が納入してきた場合、親事業者は下請事業者には責任がないのに受領を拒むと下請法違反となります。
- ▶ 事例
  - ▶ 機器の製造を委託している会社が、下請事業者と納期について書面で決定していながら、景気変動して元の受注が解約になったことから、納期までに製造保管しているものについて、工事の進捗状況に応じて納品させて、納期での受領をしなかった。
  - ▶ 商品の製造を下請事業者に委託している会社が、納期をあらかじめ書面で通知していたところ、書面を通知せず、すでに下請事業者が製造している商品を納期予定日を過ぎても保管させて、分納させることとした。

## 3 返品禁止(第4条第1項第4号)

- ▶ 親事業者は下請事業者から納入された物品等を受領した後に、その物品等に瑕疵があるなど明らかに下請事業者には責任がある場合において、受領後速やかに不良品を返品するのは問題ありませんが、それ以外の場合に受領後に返品すると下請法違反となります。
- ▶ 株式会社リーガルコーポレーションに対する件(令和2年4月10日)
  - ▶ 消費者及び小売業者に販売する紳士靴、婦人靴等並びにその部材(以下「商品等」という。)の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者から商品等を受領した後、当該商品等に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品等に瑕疵があることを理由として、平成30年8月から令和元年10月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該商品等を引き取らせていた。返品した商品等の下請代金相当額は、下請事業者26名に対し、総額1147万4218円である。
- ▶ 事例
  - ▶ 納入された製品の受け入れ検査を実施していないのに、納品後に欠陥を発見したとして返品した。
  - ▶ 納品後に発生した梱包材の破損を理由に返品を行った。

#### 4 下請代金の減額(第4条第1項第3号)

- ▶ 親事業者は発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額すると下請法違反となります。
- ▶ 近畿日産ディーゼル(株)に対する件(H20.1.18)
  - ▶ トラックへの部品の取付けに係る製造及びトラックの修理委託に関し、「レス」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を当該下請事業者に支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。(98名に対し、総額9894万7267円を減額)
- ▶ マルハ(株)に対する件(H19.6.13)
  - ▶ 冷凍加工食品の製造委託に関し、「割戻金」又は「拡売費」と称して、4ヶ月若しくは9ヵ月ごとの発注数量に一定額を乗じて得た額又は1か月、半期若しくは1年ごとの下請代金に一定率を乗じて得た額を当該事業者に支払うべき下請代金の額から支払わせることにより、下請代金の額を減じていた。(9名に対し、1億14万1407円を減額(勧告前に返還))

#### 4 下請代金の減額(第4条第1項第3号)(2)

- ▶ 曙ブレーキ工業株式会社に対する件(H16.12.7)
  - ▶ 自動車用等の各種ブレーキ装置等の製造委託に関し、単価引下げの合意日前に発注したもののうち、一定の期日以降に納入されたものに対して新単価をさかのぼって適用し、下請事業者に支払うべき下請代金から従来の単価と新単価との差額に相当する金額を差し引くことにより、また、「一時金」等と称して一定の金額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(44名に対し、総額8418万4684円を減額)。
- ▶ 株式会社大伸社に対する件(H18.3.23)
  - ▶ 印刷物等の企画・デザイン等の情報成果物作成委託等に関し、手形の交付に代えて現金での支払を行うに当たって、下請代金から手形期間分の金利相当分として自社の短期調達金利相当額を超える金額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(128名に対し、総額2077万6496円を減額(勧告前に自主返還))。

#### 4 下請代金の減額(第4条第1項第3号)(3)

- ▶ 富士製紙株式会社に対する件(H16.9.28)
  - ▶ 板紙、特殊紙等の製造委託に関し、「協力金」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た金額を下請代金から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(15名に対し、総額2459万9623円を減額)。
  - ▶ 減額についてあらかじめ下請事業者の同意を得た場合であっても、下請事業者の責に帰すべき事由がない場合には不当な減額に当たる。

#### 5 下請代金の支払遅延の禁止(第4条第1項第2号)

- ▶ 親事業者は物品等を受領した日(役務提供委託の場合には、役務が提供された日)から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと下請法違反となります。
- ▶ 事例
  - ▶ 下請代金の支払いについて、毎月締切り・支払いの期日を探っているながら、一部の業者に対して翌月に繰り越して支払うという方法を探った。
  - ▶ 下請代金の支払いについて、毎月末日締切り・翌月25日支払いの期日を探っているながら、手形期間90日の手形での支払いとし、一部の業者にはそれと同様に90日後の現金支払いを行っていた。

## 6 割引困難な手形の交付の禁止(第4条第2項第2号)

- ▶ 親事業者は下請事業者に対し下請代金を手形で支払う場合、支払期日までに一般の金融機関で割り引くことが困難な手形を交付すると下請法違反となります。
- ▶ 事例
  - ▶ 貨物運送を下請事業者に委託している会社が、下請事業者に対して、手形期間が120日を超える150日の期間の手形をを交付していた。

## 7 購入・利用強制の禁止(第4条第1項第6号)

- ▶ 親事業者が、下請事業者に注文した給付の内容を維持するためなどの正当な理由がないのに、親事業者の指定する製品(自社製品を含む)・原材料等を強制的に下請事業者を購入させたり、サービス等を強制的に下請事業者を利用して対価を支払わせたりすると購入・利用強制となり、下請法違反となります。
- ▶ 事例
  - ▶ テレビ番組の制作を下請事業者に委託している会社が、有料で主催する展示会の入場券の購入を要請した。
  - ▶ 貨物運送を下請事業者に対して委託している会社が、自社の製品の購入を要請していた。

## 8 不当な経済上の利益の提供要請の禁止(第4条第2項第3号)

- ▶ 親事業者が、下請事業者に対して、自己のために金銭、役員その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すると下請法違反となります。
- ▶ 事例
  - ▶ 自動車の修理を下請事業者に委託している会社が、自社の催事に対する協賛金の提供や販売員の派遣を下請事業者に要求した。

## 9 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止(第4条第2項第4号)

- ▶ 親事業者が下請事業者に責任がないのに、発注の取消若しくは発注内容の変更を行い、又は受領後にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すると下請法違反となります。
- ▶ 事例
  - ▶ 広告宣伝物の制作・製造を委託している会社が、途中で発注内容を変更し、変更に必要な費用を下請事業者に負担させた。
  - ▶ イベント企画業務を下請事業者に委託していたが、取引先からの変更要請を受けて、下請事業者に責に帰すべき事由がないのに、発注内容を変更し、費用を下請事業者に負担させた。

## 10 報復措置の禁止(第4条第1項第7号)

- ▶ 親事業者が、下請事業者が親事業者の下請法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、その下請事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをすると下請法違反となります。

## 11 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止(第4条第2項第1号)

- ▶ 親事業者が下請事業者の給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料を有償で支給している場合に、下請事業者の責任に帰すべき理由がないのにこの有償支給原材料等を用いて製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に当該原材料等の対価を下請事業者を支払わせたり下請代金から控除(相殺)したりすると下請法違反となります。
- ▶ 事例
  - ▶ 原材料を支給して製品の製造を下請事業者に委託している会社が、原材料から製品を製造し納品する期間を考慮せず、原材料費用の支払いについて、その支払期日より早い下請代金から差し引いて支払いをした。

## 勧告例

- ▶ 平成18年8月から同19年9月までの間に、「レス」と称して下請代金の額から減じていた額(総額9894万7267円)を下請事業者(98名)に対して速やかに支払うこと。
- ▶ 前記(1)の減額行為が下請法の規定に違反するものである旨及び今後、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じることをしない旨を取締役会の決議により確認すること。
- ▶ 今後、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じることがないように、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じるとともに、その内容等を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- ▶ 前記に基づいて採った措置を取引先下請事業者に周知すること。

## 最近の問題事例(1)

### ▶ プライベート・ブランド

- ▶ 株式会社ファミリーマートに対する件(平成28年8月25日)
- ▶ 消費者に販売する食料品の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次のアからオまでの行為により、下請代金の額を減していた。
  - ア 平成26年7月から平成28年6月までの間、「開店時販促費」を支払わせていた。
  - イ 平成26年7月から平成28年6月までの間、「カラー写真台帳制作費」を支払わせていた。
  - ウ 平成26年7月から平成28年6月までの間、「売価引き」を支払わせていた。
  - エ 下請事業者に前記アの「開店時販促費」、前記イの「カラー写真台帳制作費」又は前記ウの「売価引き」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払させた際に、振込手数料を支払わせていた。
  - オ 平成26年7月から平成27年9月までの間、下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、下請代金の額から自社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を差し引いていた。
 減額金額は、下請事業者20名に対し、総額約6億5000万円であり、同社は勧告前に前記オの行為による減額分を下請事業者に返還している。

## 最近の問題事例(2)

- ▶ 歩引き
- ▶ (株)チヨダに対する件(平成24年1月13日)
  - ▶ 靴等の製造委託に関し、  
(1)「歩引き」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額等を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。(20名に対し、総額1億208万9137円を減額)(2)下請事業者に対し、給付を受領した後、商品を引き取らせていた。(18名に対し、総額5046万2930円の下請代金相当額の返品分を引き取らせていた。)(3)「広告協賛金」として一定額の金銭を提供させていた。(3名に対し、総額1936万595円の不当な経済上の利益を提供させた。)
- ▶ ボリュームディスカウント等合理的理由に基づく割戻金(例えば、親事業者が、一の下請事業者に対し、一定期間内に一定数量を超える発注を達成した場合に、当該下請事業者が親事業者に支払うこととなる割戻金)であって、あらかじめ、当該割戻金の内容を取引条件とすることについて合意がなされ、その内容が書面化されており、当該書面における記載と発注書面に記載されている下請代金の額とを合わせて実際の下請代金の額とすることが合意されており、かつ、発注書面と割戻金の内容が記載されている書面との関連付けがなされている場合には、当該割戻金は下請代金の減額には当たらない。(運用基準)